

☆まだ届出のお済みでない受給者の方は手当が差止めになりますので、必ず児童福祉課窓口にお越しいただき、届出をしてください。

長期受給資格者の手当減額について

児童扶養手当の支給要件に該当してから7年経過、もしくは受給開始後5年経過した場合、受給者やその子どもなどの障害、疾病など、就業が極めて困難な事情がないにもかかわらず、自立に向けた活動(就労等)がみられない受給者は児童扶養手当の支給額の2分の1が支給停止となります。

対象者には別途通知を行いますので、必要書類を期限内に必ず提出するようにしてください。

特別児童扶養手当と障害

精神または身体に障害(重度・中度)のある20歳未満の児童を家庭において監護(保護者として生活の面倒を見ること)している父もしくは母、または父母に代わってその児童を養育している方が受けることができる手当です。この手当は申請をしなれば支給されませんのでご注意ください。

■手当の対象となる障害の程度はおおむね次のとおりです

- 特別児童扶養手当1級
 - ・身体障害者手帳の判定がおおむね1・2級(内部的疾患含む)程度に該当する者
 - ・療育手帳の判定がA程度
- 特別児童扶養手当2級
 - ・知的障害である場合、または同程度の精神障害である場合

- 特別児童扶養手当2級
 - ・身体障害者手帳の判定がおおむね3級(内部的疾患含む)程度に該当する者
 - ・療育手帳の判定がB程度の知的障害である場合、または同程度の精神障害がある場合

特別児童扶養手当の額(平成19年4月)

特別児童扶養手当は、認定請求をした日の属する月の翌月分から支給され、障害の程度によつて次のように決まります。

- 対象児童1人につき
 - ・特別児童扶養手当1級(重度障害)
 - ↓月額5万7500円
 - ・特別児童扶養手当2級(中度障害)
 - ↓月額3万3800円

特別児童扶養手当の支払日

特別児童扶養手当は、認定請求した日の属する月の翌月分から支給され、年3回、4月・8月・11月に支払われます。支払日が土・日・祝日などに当たるときは、これらの日の前日になります。

- 支払日
 - ・4月11日：12月分から3月分
 - ・8月11日：4月分から7月分
 - ・11月11日：8月分から11月分

※これまでは手当の受給は郵便口座のみでしたが、郵政民営化に伴い、銀行口座でも手当が受け取れるようになりました。

所得制限について

特別児童扶養手当には所得制限が設けられており、請求者本人や配偶者、同居している親族の方の前年所得金額が表2の所得制限限度額以上である場合には、その年の8月から翌年の7月までの手当が支給停止となります。

所得状況届について

年一回(毎年8月11日から9月10日までの間)、受給者全員の所得状況を確認し、所得制限に該当するか否かを認定するためのものです。継続するために必ず全受給資格者に提出していただく必要があります。(支給停止者、所得が限度額を超過する場合であっても届出は必要です。)

申請手続きの仕方

請求者と対象児童の戸籍謄本や世帯全員の住民票、児童福祉課窓口にある所定の診断書、口座申出書などが必要になります。

表2 所得制限限度額表

扶養人数	<請求者本人> 所得制限額	<扶養義務者> 所得制限額
0人	4,596,000円未満	6,287,000円未満
1人	4,976,000円未満	6,536,000円未満
2人	5,356,000円未満	6,749,000円未満
3人	5,736,000円未満	6,962,000円未満
4人	6,116,000円未満	7,175,000円未満
5人以上	以下 380,000円ずつ加算	以下 213,000円ずつ加算

※所得の計算方法(課税台帳に基づき計算します)
 所得=年間収入金額-必要経費(給与所得控除額など)-諸控除(医療費控除など)-8万円(社会保険料相当額として一律8万円とします。)

所得の年度は以下のとおりです。
 1月から6月までの請求の方・・・前々年分の所得が適用されます。
 7月から12月までの請求の方・・・前年分の所得が適用されます。



す。詳しくは児童福祉課へお問い合わせください。

◆児童扶養手当、特別児童扶養手当に関する問い合わせ先
 伊奈庁舎児童福祉課
 ☎ 58 - 2111 (内線1162)